

氷川町公告第 72 号

公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行いますので、下記のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 10 日

氷川町長 藤本 一臣

記

1. 業務名

氷川町高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務及び氷川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務

2. 業務内容

氷川町高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務委託、氷川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託仕様書のとおり

3. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 24 日（水）まで

ただし、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託については、令和 8 年 3 月 24 日（火）までとする。

4. 参加資格要件

次の項目をすべて満たす法人、その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 提出期限において、氷川町の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (9) プライバシーマークを取得している又は、I SMS の認証を取得している、あるいは個人

情報の機密情報等の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

(10)本業務を一括再委託しない者であること。

(11)その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

5. 業務委託者選定方法

氷川町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託、氷川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領のとおりとする。

6. 本プロポーザルに係る公告期間及び公告方法

(1)公告期間

令和7年7月10日（木）から令和7年8月1日（金）

(2)公告方法

氷川町ホームページ

7. 事務局

担当課：氷川町福祉課

所在地：〒869-4814 熊本県八代郡氷川町島地 642 番地

電 話：0965-52-5852（直通）

担当者：介護保険係 森崎